半田市健康サポーター設置要綱

(目 的)

第1条 本市の健康づくり推進活動に市民の参加を求め、地域住民一人ひとりに対し、健康の維持・ 増進及び疾病予防活動の推進を図るため、半田市健康サポーター(以下「サポーター」という。)を 置く。

(職 務)

- 第2条 サポーターの職務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 市の主催する健康づくりに関する関連事業に参加及び協力をすること。
 - (2) 地域住民に対し、健康に関する助言を行い、知識の普及に努めること。
 - (3) その他健康づくりに関する活動に協力すること。

(資格)

- 第3条 サポーターは、健康づくりに深い関心を持ち、市が主催する健康づくりに関する講座を修了した 者のうち、サポーター登録を受けた者とする。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、半田市健康サポーター登録申請書(別記様式)を市長に提出するものとする。

(報 償)

第4条 サポーターには、予算の範囲内で報償金を支払うものとする。

(連絡会議)

第5条 市長は、必要に応じてサポーターの連絡会議を開催するものとする。

(庶 務)

第6条 サポーターに関する庶務は、福祉部健康課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

半田市長殿

半田市健康サポーター登録申請書

半田市健康サポーター設置要綱に基づき、下記のとおり登録を申請します。

記

ふりがな 登録者名:			
生年月日: <u>T·S·H</u>	年	月 [<u> </u>
〒475-			
住 所:半田市	町	丁目	番地
連 絡 先:電話)	_		_
FAX)	_		